

### 訪問買取リトラブルに関する法改正

昨年度から今年度にかけて、「突然来訪した買取業者に、宝飾品や時計などの貴金属や着物などを執拗かつ強引に安価で買い取られた」という相談が各消費生活センターに寄せられています。

消費者を保護する法律には、「消費者契約法」や「特定商取引法」などがありますが、いずれの法律も消費者が商品を買ったり、サービスを受けた場合にのみ適用になり、消費者が売り手側になった場合は、これらの法律は適用されず、救済の方法は原則ありませんでした。

これらを踏まえ消費者庁では、消費者を保護する法的措置が必要と研究会を発足させ、新たな取引類型として「訪問購入」の章を規定した改正法案を国会に提出したところ、可決され平成24年8月22日に公布され、6カ月以内には完全施行されることになりましたので概要をお知らせします。

#### 【改正特定商取引法の概要】

- 不招請勧誘の禁止規定の創設
- ・消費者が要請していない訪問買取りの勧誘を禁止
- 原則全ての物品が対象(政令で対象から除外されるものもある)
- 勧誘目的の明示義務など
- ・勧誘を受ける意思を確認しないで

- 行う勧誘は禁止、再勧誘の禁止
- 不実告知・重要事項不告知を伴う勧誘の禁止
- 威迫、困惑させる行為の禁止
- 契約書面の交付を義務付け
- クーリング・オフが可能
- ・8日のクーリング・オフ期間内は売主は物品の引渡の拒絶が可能
- ・クーリング・オフにより第三者に対して物品の所有権の主張が可能
- 通知義務・告知義務
- 買取り業者がクーリング・オフ期間内に第三者に物品を転売した場合、売主に通知するとともに、転売先の第三者に対してもクーリング・オフされることがある旨を通知する義務あり

以上が改正の要旨ですが、消費者が自ら業者のもとに持ちこんだ場合は今後も法律の適用がありません。

また、法律の完全施行日(8月22日から6カ月以内)までは、万が一業者とトラブルになっても救済を受けられる事はできません。

今後、業者も完全施行される前に必死になり、勧誘方法などがより悪質になることも考えられますので被害に遭わないよう注意してください。

#### 問い合わせ

大田原市消費生活センター  
TEL (23) 62336

## 健康・福祉

### 平成24年度大田原市健康長寿都市健康セミナー(第4回)開催

- 日時 10月24日(水) 午後1時30分～3時30分(正午開場)
- 場所 那須野が原ハーモニホール 大ホール
- テーマ 「笑いは健康の良薬」
- 講師 落語家・心理カウンセラー 三遊亭 楽春氏



《プロフィール》

1963年千葉県出身。1985年五代目・三遊亭円楽に入門し、1992年真打に昇進。日本全国への出張落語会を積極的に行い、笑いと健康の講演会は笑いの健康効果を楽しく語ることで好評。「笑いは健康の良薬」(フジテレビで放送)など、テレビ、ラジオなど多くのメディアで紹介。

- 対象者 大田原市民
- 定員 1100名
- 入場料 無料
- 主催 大田原市健康長寿都市推進委員会

進委員会、大田原市

#### 申込方法

事前の申し込みは不要です。当日、会場にお越しください。

#### 問い合わせ

大田原市健康長寿都市推進委員会事務局(健康政策課内)  
TEL (23) 8704

### とちぎ難病相談支援センター 医療相談(骨・関節系疾患)

- 日時 10月24日(水) 午後1時～4時
- 場所 とちぎリハビリテーションセンター1階相談室 (宇都宮市駒生町3337・1)
- 対象疾患 後縦靭帯骨化症、黄色靭帯骨化症、前縦靭帯骨化症、広範脊柱管狭窄症、特発性大腿骨頭壊死症、特発性ステロイド性骨壊死症、進行性骨化性線維異形成症
- 担当医師 自治医科大学付属病院 整形外科 東高弘 医師
- 申込方法 相談は予約制です。事前にとちぎ難病相談支援センターまで電話で予約。受付時間は月～金曜日の午前10時～正午、午後1時～4時。
- 申し込み・問い合わせ とちぎ難病相談支援センター 028(623)6113

#### 〈問い合わせのみ〉

東1階 市健康政策課成人健康係  
TEL (23) 7601